

議案第 13 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるとともに、規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1の部(2)の項及び2の部(2)の項中「前号に掲げる」を「(1)に定める」に改める。

別表第1備考第1項中「第1項に規定する」を「1に定める」に、「第1項に掲げる」を「1に定める」に、「第33項の2第1号に掲げる」を「33の2(1)に定める」に、「第33項第1号の2に掲げる」を「33(1)の2に定める」に、「第33項の2第3号又は第4号に掲げる」を「33の2(3)又は(4)に定める」に改め、同表備考第2項中「第2項に規定する」を「2に定める」に、「第1項に規定する」を「1に定める」に、「第2項に規定する」を「2に定める」に、「第1項に掲げる」を「1に定める」に、「第2項に掲げる」を「2に定める」に改める。

別表第2 1の部(2)の項中「5の項」を「5」に改める。

別表第2備考第5項中「3の項に規定する」を「3に定める」に、「3の項に掲げる」を「3に定める」に、「33の2(1)に掲げる」を「33の2(1)に定める」に、「33(1)の2に掲げる」を「33(1)の2に定める」に、「33の2(3)又は(4)に掲げる」を「33の2(3)又は(4)に定める」に改め、同表備考第6項中「4の項に規定する」を「4に定める」に、「3の項に規定する」を「3に定める」に、「4の項に規定する」を「4に定める」に、「3の項に掲げる」を「3に定める」に、「4の項に掲げる」を「4に定める」に改め、同表備考第10項中「5の項に規定する」を「5に定める」に改める。

別表第3 33の部(1)の項中「次に掲げる」を「次に定める」に、「次号に掲げる」を「(1)の2に定める」に、「第2号又は第3号に掲げる」を「(2)又は(3)に定める」に、「(イ)に掲げる」を「(イ)に定める」に、「(エ)に掲げる」を「(エ)に定める」に改め、同部(2)の項中「次号に掲げる」を「(3)に定める」に改め、同部(4)の項中「次号に掲げる」を「(5)に定める」に改め、同部(6)の項中「第9号に掲げる」を「(9)に定める」に、「次号又は第10号に掲げる」を「(7)又は(10)に定める」に改め、同部(7)の項中「第10号に掲げる」を「(10)に定める」に改め、同部(9)の項中「第7号又は次号に掲げる」を「(7)又は(10)に定める」に改め、同部(11)の項中「次号に掲げる」を「(12)に定める」に改め、同表33の2の部(1)の項中「次に掲げる」を「次に定める」に、「次号に掲げる」を「(2)に定める」に、「第3号又は第4号に掲げる」を「(3)又は(4)に定める」に、「(イ)に掲げる」を「(イ)に定める」に、「(エ)に掲げる」を「(エ)に定める」に改め、同部(3)の項中「次号に掲げる」を「(4)に定める」に改め、同部(5)の項中「次号に掲げる」を「(6)に定める」に改め、同部(7)の項中「第10号に掲げる」を「(10)に定める」に、「次号又は第11号に掲げる」を「(8)又は(11)に定める」に改め、同部(8)の項中「第11号に掲げる」を「(11)に定める」に改め、同部(10)の項中「第8号又は次号に掲げる」を「(8)又は(11)に定める」に改め、同部(12)の項中「次号に掲げる」を「(13)に定める」に改め、同表34の部(8)の項中「第13項」を「第14項」に改め、同部(11)の項、(12)の項、(21)の項、(24)の項及び(29)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(33)の項中「この号」を「(33)」に改め、同部(35)の項中「この号」を「(35)」に改め、同部(36)の項中「この号」を「(36)」に改め、同部(37)の項中「この号」を「(37)」に改め、同部(39)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表38の2の部(1)の項中「次に掲げる区分に応じ、それぞれ」を「次に定める区分に応じ、それぞれ」に、「(ウ) a に掲げる」を「(ウ) a に定める」に、「(イ) a に掲げる」を「(イ) a に定める」に、「第33項の2第1号に掲げる」を「33の2(1)に定める」に、「第33項第1号の2に掲げる」を「33(1)の2に定める」に、「第33項の2第3号又は第4号に掲げる」を「33の2(3)又

は(4)に定める」に、「次に掲げる区分に応じ、当該」を「次に定める区分に応じ、当該」に、「(ア)に規定する」を「(ア)に定める」に改め、同部(2)の項中「前号」を「(1)」に、「(ウ) a から i までに掲げる」を「(ウ) a から i までに定める」に、「同号ア」を「(1)ア」に、「(ウ) a に掲げる」を「(ウ) a に定める」に、「である場合にあっては同号」を「である場合にあっては(1)」に、「(イ) a から i までに掲げる」を「(イ) a から i までに定める」に、「住宅の場合にあっては同号」を「住宅の場合にあっては(1)」に、「(イ) a に掲げる」を「(イ) a に定める」に、「第33項の2第1号に掲げる」を「33の2(1)に定める」に、「第33項第1号の2に掲げる」を「33(1)の2に定める」に、「第33項の2第3号又は第4号に掲げる」を「33の2(3)又は(4)に定める」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。